

教育厚生常任委員会 会 議 録

期日：令和4年4月15日（金）

場所：大曲庁舎 大会議室

大仙市教育厚生常任委員会会議録

日 時 令和4年4月15日（金曜日） 午前10時26分 ～ 午前11時42分

会 場 大会議室

出席委員（8人）

委員長	大 山 利 吉	副委員長	戸 嶋 貴美子
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	挽 野 利 恵
委 員	石 塚 柏	委 員	渡 邊 秀 俊
委 員	金 谷 道 男	委 員	後 藤 健

欠席委員等（0人）

説明のため出席した者

教 育 長	伊 藤 雅 己	市民部長	谷 口 藤 美
健康福祉部長兼福祉事務所長	佐々木 隆 幸	教育委員会事務局長	築 地 高
市民部次長兼税務課長	伊 藤 敬	教育委員会事務局次長兼施設管理課長	讚 岐 敬 司
健康福祉部次長兼子ども支援課長	田 口 美和子	市民課長	高 橋 直 美
高齢者包括支援センター所長	湊 谷 修 二	市民課参事	菊 地 さゆり
税務課参事	小 松 江利子	税務課参事	佐 藤 由美子
高齢者包括支援センター参事	畑 江 澄 子	子ども支援課参事	鎌 田 法 顕
子ども支援課参事	田 中 孝 明	子ども支援課参事	高 橋 耕 悦
市民課主幹	佐 藤 英 明	高齢者包括支援センター主幹	高 橋 洋 平

議会事務局職員出席者

議事班主幹	佐 藤 和 人	議事班主任	小山田 竜 司
-------	---------	-------	---------

案件

- (1) 報告第6号「専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）」
 - (2) 報告第7号「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」
 - (3) 報告第8号「専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」
 - (4) 議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」
-

午前10時26分 開 会

○委員長（大山利吉） ただいまより、教育厚生常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました事件につきましては、別紙日程表のとおり、審査いたしますので、よろしく申し上げます。

毎回のことで恐縮ですが、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れて、なお、初めての方ですので、特にスイッチを入れて発言していただきますよう、よろしく願いをいたします。

最初に、市民部の所管分から審査をいたします。

審査に入ります前に、谷口市民部長よりごあいさつをいただきます。申し上げます。

○市民部長（谷口藤美） 皆さんおはようございます。

市民部の谷口でございます。今年度1年間、どうかよろしくお願いいたします。

あいさつさせていただきます前に、今年度最初の委員会でございますので、市民部の体制を紹介させていただきたいと思っております。

はじめに、本日出席している管理職員でございますが、次長兼税務課長の伊藤敬でございます。今年度、次長へ昇格いたしました。市民課長の高橋直美です。高橋課長は3年目となります。ほかに、次長兼保険年金課長の今田浩貴。会計課長から昇格しての異動です。本日は出席しておりません。債権管理課長の高橋典。観光文化スポーツ部温泉対策室長から異動しております。生活環境課長の稲田智文。2年目となります。以上、5名の課長が中心となりまして、市民部5課と生活環境課に付属しておりますけれども、A n b e e大曲2階にございます市民相談室と、会計年度任用職員合わせまして、全部で82名の職員が力を合わせまして市民部の今年度の施策を進めてまいりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、一言、ごあいさつさせていただきたいと思っております。本日は、本委員会を開催し、ご審議いただきますこと、誠にありがとうございます。私は、平成26年から4年間、太田支所の市民サービス課長として、市民部の大概の業務には携わったつもりでございましたが、4年ぶりに市民部の業務を確認しましたところ、わずか数年の間の大きな変化を感じているところでございます。例えば、市民課であれば、証明書のコンビニ交付や手数料のキャッシュレス決済、あとはオンライン申請の導入に向けまして、ただいま動いているところでございます。それから、生活環境課であれば3月に議会と共同宣言いたしました「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて踏み出し

たところでございます。DXの推進というのは、窓口を利用される市民の方々に対するDXの推進、あるいは脱炭素、それから環境問題など、非常にこう、コロナ禍のこともございますが、社会の流れのスピードの速さ、変化の大きさが非常にこう大きくて、時代の流れに乗り遅れないように、市民部の施策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうか委員の皆さま方にはご指導、ご鞭撻のほど、重ねてお願い申し上げます。

さて、今臨時会の本委員会で審議をお願いいたします市民部所管の案件は、3月31日付で専決処分をさせていただきました、国の税制改正に伴います「大仙市税条例等の一部を改正する条例」と「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、そして「マイナンバーカード普及促進事業費」の実績確定によります予算を計上しました「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」の専決処分報告3件でございます。

内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

ごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。それではこれから審査に入ります。

報告第6号「専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長兼税務課長。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） おはようございます。改めまして、今年度の人事異動で次長兼税務課長を拝命いたしました伊藤と申します。どうぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

ご説明の前に、本日同席しております説明補助員をご紹介します。ここからは着席で進めさせていただきます。税務課資産税班班長の小松参事です。次に市民税班班長の佐藤参事です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。

資料は、資料ナンバー1「議案書」1ページをご覧ください。

報告第6号「大仙市税条例等の一部を改正する条例」の専決処分報告についてでございます。このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年

3月31日に公布され、一部を除き、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます、「地方自治法第179条第1項」の規定により専決処分させていただいたことから、「同条第3項」の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。いずれの改正も「令和4年度税制改正大綱」に基づくものでございます。

次に2ページをご覧ください。専決第18号「専決処分書」でございます。

次に3ページから8ページをご覧ください。大仙市条例第23号「大仙市税条例等の一部を改正する条例」を令和4年3月31日に公布しております。

改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、主な改正要旨でご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、市民税に係る主な改正内容についてであります。

一つ目は、上場株式等の配当所得等の申告方式の関係であります。上場株式等の配当所得等については、所得税及び個人住民税を源泉徴収で完結し、申告をしないという選択のほか、総合課税または分離課税に係る所得として申告することが可能で、これらの選択を所得税と個人住民税で別々にできるところ、金融所得課税について所得税と個人住民税が一体として設計されてきた経緯から個人住民税の申告方式を所得税の申告方式に一致させることとしたものであります。

二つ目は、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税の関係であります。住宅借入金等特別控除の適用は、令和3年までの入居が対象となっているところ、その適用年を令和7年の入居まで延長し、令和20年度までの個人市民税から控除することとしたものであります。また、この改正に合わせて、新型コロナウイルス感染症等を理由に入居が遅れた場合に適用年を1年延長する特例規定を削除するものであります。

次に、固定資産税に係る改正内容についてであります。一つ目は、商業地等の非住宅用地の負担調整措置の関係であります。土地に係る固定資産税は、評価額が上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられております。現行では、課税標準額の上昇幅を評価額の5パーセントとすることになっておりますが、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、宅地及び農地も含めて課税標準額が上昇する土地については上昇幅をゼロとし、令和2年度の課税標準額と同額にする措置が講じられており

ました。この度の改正では、景気回復に万全を期すため激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等の非住宅用地について上昇幅を5パーセントより低い2.5パーセントとしたものであります。

二つ目は、「特定都市河川浸水被害対策法」により指定された貯留機能保全区域内にある土地の課税標準額の関係であります。「特定都市河川浸水被害対策法」が改正され、同法の規定により指定を受けた貯留機能保全区域内にある土地について、土地所有者の負担軽減の観点から、指定の年の翌年度から3年度間は、課税標準額を本来の額の4分の3とする措置を講じたものであります。この貯留機能保全区域は、同法の改正により新たに創設されたもので、該当する土地は現在ございませんが、課税標準額の減額措置については令和4年度税制改正の一つであることから将来の指定に備え、新たに措置を講じたものであります。

三つ目は、資産証明書等に記載される住所の関係であります。「不動産登記法」の改正により、登記に記載されている者がDV被害者等である場合、登記事項証明書等には「住所に代わる事項」を記載する措置が講じられ、自治体にもその内容が通知されるようになります。これに伴い、自治体が資産証明書等、固定資産税課税台帳に記載された事項の証明書を交付する際にも「住所に代わる事項」を記載することとされたことから、「大仙市手数料条例」に定める資産証明書等の交付に「住所に代わる事項」を記載した証明書を加えるものであります。

以上のほか、税制改正に伴う条文等の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。石塚委員。

○委員（石塚 柏） 今、説明を受けたんですけど、どこを見て我々は判断したらいいんですか。資料。普通、条文改正の場合は、新旧なり、最低でもこの条文は改正したいというアンダーラインだとか、なにがしかの準備していただかないと、ただ、課長。今度次長さんですかね。説明しているとどこを見たらいいか。右往左往するだけだもん。まあ、あまりこんなことは言いたくないけども、おそらくこれと同じような

ことがあった場合、やっぱりちゃんとき、部内で問題点を共有しあってさ、やった方がいいと思うな。以上。以上、答弁いいです。終わります。

○委員長（大山利吉） 伊藤次長。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） すいません。今回はそのような資料をちょっとご用意できませんでしたが、今後の税制改正の条文改正におきましては、あ、出てる。

○委員（金谷道男） 議運の資料出してけでるがら、そこを一緒に見てもらえれば、我々も非常に分かりいいです。ちなみに、税制改正見でらったども、そのことで、ちょっと確認の質問をしていいが。議運の資料の中さ入っているんだ。今しゃべったごど。それで、住宅借入の特別控除のどごで、新型コロナで入居遅れた時の1年間適用は、やめるということは、7年までいぐんだから、今まで1年切りだったども、7年までいぐんだがら、切っても影響ないってごど。そういう意味だでな。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） はい、そういうことです。

○委員（金谷道男） そういうことだよな。

○委員長（大山利吉） まずまず、すいません。最初に石塚議員の質問の方のご返答をお願いいたします。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） すいません。私の方でちょっと説明、不足しておりましたけれども、議運資料の方を一緒にご覧いただきたいということで、私の方が説明すべきところ、ちょっと説明しておりませんで、申し訳ありませんでした。

○委員（石塚 柏） 議運じゃないから。委員会だから。なんかね、聞き苦しい。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） そうしましたら、委員会用に今後、資料の方を用意させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（石塚 柏） 大丈夫です。はい、結構です。

○委員長（大山利吉） それじゃ、金谷委員の質問でお願いします。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 金谷委員の住宅取得控除に係るご質問ですけれども、委員が言われるように、今般、令和7年まで入居期間を延長する関係で、令和4年までの1年間延長している特例は削除しても影響がないと、そのようなことで、同時に削除規定と、令和7年まで延長する規定は同時に改正するものですので影響はないです。

○委員（金谷道男） んだ。留保は市民にとって不利益はねえってことだな。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） はい。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。ほかにございせんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

次に、報告第7号「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 報告第7号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分報告についてをご説明させていただきます。

資料ナンバー1「議案書」9ページをご覧ください。

このことにつきましては、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が令和4年3月31日に公布され、一部を除き、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます、「地方自治法第179条第1項」の規定により専決処分させていただいたことから、「同条第3項」の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。本改正につきましても、報告第6号同様に「令和4年度税制改正大綱」に基づくものでございます。

次に10ページをご覧ください。

○議会事務局主幹（佐藤和人） これも議運資料を見てもらった方がいいんじゃないですか。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） はい。

○議会事務局主幹（佐藤和人） 議運資料を。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 議運資料。

○議会事務局主幹（佐藤和人） 改正案を。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） はい、分かりました。議運資料をご覧願います。

○委員長（大山利吉） いいかな、みんな。はい、それじゃあ、次長お願いします。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 本改正につきましては、被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を改正前の63万円から2万円引き上げ65万円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額は改正前の19万円から1万円引き上げ20万円としたものであります。この改正により、介護納付金課税額の限度額17万円を加えた全体の課税限度額は、改正前の99万円から3万円増え、102万円となっております。

以上のほか、税制改正に伴う所要の条文等の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方お願いいたします。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 国保のあるいは後期高齢者どがなんかの請求書行くたんびに、もう少しなんとかなんねがていう意見が毎年のように言われるんだよな。今回もまだ2万円ど1万円上がって3万円上がるんだども、これ日本の介護保険の形しかだねどがってよりも、納得さねえども納得してもらってる状況なるわけよ。一つ確認したいのは、この63万円が65万円なるのは、これ国保、全県でやってるがら、これ全県こんな、全県この型だすべな。

○委員長（大山利吉） 伊藤次長。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） これは、国の税制改正に伴うものですので、全国的に限度額は。

○委員（渡邊秀俊） 全国。秋田でねぐ。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） だけじゃなくて、はい。全国で限度額はそろえております。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

- 委員（渡邊秀俊） この、税制どが国保ってば、いつもかかるんだどもよ。こういうじ、専決処分でいいあんだっけが。ずっといままで専決処分できてらったんだが。
- 委員長（大山利吉） 伊藤次長。
- 市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 国の法律、それから、それに基づく政令。こちら
の施行日が3月31日になってますので、それで議会を開催するいとまが無くて、専決処分しております。以上です。
- 委員長（大山利吉） 渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） 3月31日になって施行が4月1日になるべ。普通の条例は4月1日にあげて、4月1日から施行しますどがってなるども、これなして3月31日で4月1日なの。
- 委員長（大山利吉） 伊藤次長。
- 市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 国民健康保険税の賦課期日が4月1日なものですから、新年度から令和4年度分からの国民健康保険税に適用させるために4月1日施行になっております。
- 委員（渡邊秀俊） なもよ。んだがら、4月1日上程して、4月1日施行にしてもいいんたもんだども、だめなんだが。年度またがねばだめなんだ。
- 委員長（大山利吉） 次長。
- 市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） その点につきましては、国の法律、それから政令。こちらの施行期日と合わせて、市の条例の方も制定して、公布して、で施行日だけ、公布日と施行日を一致させております。
- 委員長（大山利吉） よろしいですか、はい。
- 委員（渡邊秀俊） 要望ですけれども、全国一律でこういう風に高くなっているというのは、まあ分かりました。ただ、現場からせばっすよ、かなり高負担で、税負担のあれが国保さかなり厳しくこれ出てきてるんだよな。しかも、所得の格差出て、免除される人が多くなって、納める人がだんだしに高くなってるこの階層の乖離^{かいり}みでったぐ出てきてるがら、それ会議の時によ、国保会計全体でよいでねっての分かるども、国どが県でなんとがかんとがもう少し改善してけれって、会議あったら大きな声で、強く言われだってごとでしゃべってもらいたい。終わります。
- 委員長（大山利吉） 次長、何かありましたら。伊藤次長。

○市民部次長兼税務課長（伊藤 敬） 現在、市の国保税を試算する上で、税率につきましては、なるべく、市民の方の負担が大きくなるように、据え置き。平成21年度から税率の方を据え置きしておりますけれども、今後も市民の皆さんの負担が大きくなるような、そういう配慮はしていきたいと思えます。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

次に、報告第8号「専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 改めまして、市民課の高橋です。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入ります前に、本日同席の市民課職員をご紹介します。市民班の菊地参事でございます。同じく市民班の佐藤主幹でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、報告第8号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」の専決処分報告のうち、市民課関連予算につきまして、ご説明いたします。

はじめに、資料ナンバー2「令和3年度大仙市補正予算〔3月専決〕」の15ページをお開き願ひます。

歳入16款2項1目2節「戸籍住民基本台帳費補助金」につきまして、530万円の増額補正であります。これは、県を通した国からの「マイナンバーカード交付事務費補助金」の額が確定したことから、今般、追加で補正したものでございます。

次に16ページをご覧願ひます。

一番下の行となります。

歳出2款3項1目53事業「マイナンバーカード普及促進事業費（新型コロナウイルス対策）」につきまして、1,670万3千円を減額補正し、補正後の額を4,919万2千円としたものであります。この事業は、マイナンバーカードの普及促進を図ることを目的に、令和3年6月1日においてマイナンバーカードを保有している方並びに令和3年6月2日から12月28日までの間に新規にマイナンバーカードを取得された方に3千円分の地域商品券を給付し、消費拡大による市内経済の活性化に努めたものでございます。今般の補正は、1万8千人分の地域商品券5,400万円の給付予算に対しまして、給付実績が1万2,795人で、そのうち、実際にご利用された金額が3,729万7千円であったことから、不要額となる1,670万3千円を減額するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。金谷委員。

○委員（金谷道男） 予算の内容そのものもそうなんですけれども、この予算を専決処分しねばだめだった理由ってなにだが。

○委員長（大山利吉） 高橋課長。

○市民課長（高橋直美） 金谷委員の質問にお答え申し上げます。実はこちらの予算なんですけれども、財源となりますもので、当初は新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金を財源としておりましたが、マイナンバーカード交付事務費補助金というの、先ほど収入の方で説明しました。そちらの補助金の方の額が確定するのが、3月31日、年度末となりますので、そちらを充当する形で、財源の振り替えを行う必要がありましたので、今の減額の予算計上ということになっております。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） ただ今日、臨時議会やってるよな。今日補正予算で議決するごどど、31日に専決処分しねばだめだごどど、その方法しかねがったのがっていう、今日の補正予算さやれば、なんか不都合な部分が、たぶん今の補助金どが交付金の流れの中で、不都合なごどが生じるってごどなのかな。

○委員長（大山利吉） 高橋課長。

○市民課長（高橋直美） 減額だけで、金額の減額だけでいうならば、3月補正で計上することも可能でありましたけれども、全体的な新型コロナウイルス対策の方の交付金の兼ね合いで、ちょっと一緒にまとめて、今、3月専決という形で4月報告にさせていただきます。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） たぶん、ここでやってもけりつかねえ話を俺、あえて分かってでやってらども、今回の補正予算、ていうが専決処分、俺なんか全体的に、ちょっと問題あるど思ってるのよ。専決ってそう簡単にやるもんでねえのに、だから、今日までの2週間。2週間の間に処理しねばだめだ会計上の、その、なんていうのがな、法律的さ触れるどが、綱紀要綱さ触れるどがっていうのであれば、分かるんた気する。さっきの、税制改正みたいに、施行日が分かっでらど、でも、そういうごどあまり関係ねんた気するんだよな。だから、こういうのって俺、専決でやるべきものでねえような気がする予算だから。というごどをちょっと感じたので、今、申し上げたごどだども。そういう制約ってたぶん、会計法上処理できねくなるっていう状況には、今日議決してもならねんでねえがど思うわけよ、普通にやっても。補正予算を。年度超えて補正予算で組んでやって、これまでもやってきたし、それは別に法でも何でもねえごどだべがら。ちょっとそう思ったので、これ財政の方の話がもしねえども、あるもの出せよと言われるがもしねえがら、そういう内輪の話はよしとして、ちょっとそう感じたので、どうしてもやっぱり専決って、議決手続きを後でやるって話になるので、特に予算の場合は、これ問題、中身に問題あるどっでの話でねえよ、手法の話をしてるんだから、ものの考え方で、そこはやっぱりちょっと違うんでねえがっていう気がしたので言いました。たぶん、結論はこれ出ねえど思うども。ということをおきます。

○委員長（大山利吉） これ、答弁は、金谷委員。答弁いいね。

○委員（金谷道男） いい。そういうのがあるということをおも、私は感じてほしいと思う。やっぱり。

○委員長（大山利吉） という、課長、ご意見もありますので、ほかに質疑ございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。ご苦勞様でした。

(午前 10 時 59 分 休憩)

(午前 11 時 09 分 再開)

○委員長（大山利吉） 大変皆さんお待たせしました。皮肉じゃないですよ。お待たせしました。それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、健康福祉部の所管分について審査いたします。

審査に入ります前に、佐々木部長よりあいさつをお願いします。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 改めまして、おはようございます。

健康福祉部の佐々木です。令和4年度も、よろしくお願いいたします。

わが健康福祉部ですけれども、7つの課で構成されておりました、正職員と再任用職員を合わせまして133名になっております。これに会計年度の事務補助職員を加えますと、総勢170人の大所帯の組織になっております。今年度計画されてます各種事業、着実に進めてまいりたいというふうに思っております。それである、わが部ですけれども、7人の所属長がおりますけれども、今回の人事で、2人が変わっております。本日、たまたま2名が出席しておりますので、私の方から紹介させていただきます。次長に昇格しました、田口美和子子ども支援課長です。参事から、所長に昇格しました、湊谷修二高齢者包括支援センター所長です。以上になります。よろしくお願いいたします。

本日、ご審議いただきます案件ですけれども、専決処分報告となる、令和3年度補正予算2件、それから、令和4年度の補正予算1件となっております。この後、所属長が、説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげまして、あいさつを終わります。

○委員長（大山利吉） それでは早速ですが、審査に入ります。

報告第8号「専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」を再び議題といたします。

当局の説明を求めます。

はじめに、湊谷高齢者包括支援センター所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 改めまして、高齢者包括支援センター所長湊谷です。どうかよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。説明に

入ります前に、本日同席の高齢者包括支援センター職員をご紹介します。地域包括支援班の畑江参事でございます。同じく高齢者支援班の高橋主幹でございます。

それでは、報告第8号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」の専決処分報告のうち、高齢者包括支援センター関連予算につきましてご説明いたします。

はじめに、資料ナンバー2「令和3年度大仙市補正予算〔3月専決〕」の17ページをお開き願います。歳出3款1項6目24事業「高齢者支援地域商品券給付事業費（新型コロナウイルス対策）」につきまして、749万2千円を減額補正し、補正後の額を5,368万1千円としたものであります。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、高齢者を支援するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、令和3年7月1日において、市の住民基本台帳に記録されている方のうち、令和3年度中に75歳以上になられた方に3千円分の地域商品券を給付したものでございます。当地域商品券の給付実績といたしましては、給付者数が1万6,801人であり、実際にご利用いただいた金額は4,740万2千円であります。

なお、歳出の減額補正に併せまして、財源であります新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金も減額補正しております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。挽野委員。

○委員（挽野利恵） いただいた商品券を皆さん使い切れなかったということなんですが、そうすると何人、何人じゃないですね。全額使ってない方もいらっしゃると思うので、何パーセント消費できたのか教えてください。

○委員長（大山利吉） 湊谷所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） パーセントといたしましては、94パーセントご使用いただきました。金額に直しますと、4,740万2千円となります。以上です。

○委員長（大山利吉） 挽野委員。

○委員（挽野利恵） パーセント高くて良かったなというふうに思います。なかなかこう使い切れない方もいらっしゃると思うので、もし、また、こういう施策を行う時は、引き続き、周知、使っていただけるようによろしくお願いいたします。

- 委員長（大山利吉） よろしいですね。ほかにございませんか。金谷委員。
- 委員（金谷道男） ちなみにこれ給付実績からいくと、該当者というが、当然、受給資格のある人のうちの何パーセント、100パーセント。
- 委員長（大山利吉） 湊谷所長。
- 高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 100パーセントお配りしております。ただ、先ほど報告させていただきましたけれども、該当される方100パーセントに郵送いたしました、そのうちの2名が、宛先が不明で戻ってきておまして、色々探したんですけれども、その2名の方にはお配りできませんでした。あと、受け取りを拒否された方が6名おまして、直接電話したり訪問したりということで、説明したんですけれども、自分はいらないという方が6名おりました。ですので、郵送で不明の方と合わせますと6人の方に、すいません、8人の方に届いていないというところ。
- 委員（金谷道男） はい。
- 委員長（大山利吉） よろしいですね。ほかにございませんか。
- （ 「なし」と呼ぶ者あり ）
- 委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。
- 次に、田口次長兼子ども支援課長。
- 健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） 子ども支援課田口です。よろしくお願ひいたします。
- はじめに、本日同席しております職員は、家庭支援班班長鎌田法顕参事、子育て支援班班長田中孝明参事、幼保推進班班長高橋耕悦参事です。
- それでは、同じく報告第8号「専決処分報告（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」のうち、子ども支援課所管に係る歳入及び歳出予算についてご説明申し上げます。
- はじめに、資料ナンバー2「大仙市補正予算〔3月専決〕」をご覧ください。6ページになります。6ページですけれども、第3表「繰越明許費補正」3款2項「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費（新型コロナウイルス対策）」金額513万4千円であります。本事業は、令和3年12月補正及び12月専決でご承認いただいております予算のうち、令和4年3月15日以降出生した、新生児の届け出並びに申請が4月1日以降になった場合等に対応する予算として繰り越すものでございます。

次に資料ナンバー 2-1「令和3年度補正予算〔3月専決〕」11ページをご覧ください。

歳出3款2項3目65事業「民間保育所等整備事業費補助金」につきましては、9,948万2千円の減額補正であり、補正後の額はゼロとなります。

「4. Act」補正の内容であります、「ウエルネス保育園大曲」の施設整備計画の変更による減額補正であり、当初、令和3年度の単年度事業として工事発注に向けた詳細な地盤調査を実施した結果、軟弱地盤であることが判明。これを受け、冬期間を含め工期を2カ年に延長し、事業を進める計画でありましたが、地盤改良が必要だったことや、豪雪の影響で年度内の事業着工が困難となり、事業主より一旦計画を取り下げ、改めて令和4年度単年度事業として計画したい意向が示され、令和3年度事業費を全額取り下げるものであります。今後も運営事業者と協議を重ねながら、令和5年4月の開園に向けて事業を再計画し実施してまいります。

以上、子ども支援課所管に係る報告第8号「専決処分報告」についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。金谷委員。

○委員（金谷道男） さっき市民部と同じ質問したんだけど、これってあの、どっちの予算も同じ話なんだけども。専決処分でやらなければならないという理由。要するに、3月31日に、その予算の形にしねばだめだっていう。そうでなくて、普通にやれば、まあ、これ、できるできないで今ちょっと議論してらんだけども。今、今日、普通の補正予算の議決ではまずいことがあったんだが。要するにこの事業のやる上で、例えば、3月31日までにやめだって話なので、それを予算の形にしてやめだどころ、出さねばだめだったという中身が含まれてるどが、そこら辺、なんとが。どういうことなってますか。

○委員長（大山利吉） 田口次長。

○健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） すいません。お答えになるかどうかあれなんですけれども、この「ウエルネス保育園大曲」の事業費につきましては、国の予算も含まれておりまして、これについては、令和4年の3月15日まで、その、やる、やらないという報告をする必要がございました。その間に事業主等々、着工できていない、着工したとしても、これが3月までに令和3年度分が完了する見込みが

立たないということが、まず3月下旬頃に判明しまして、そうした時に3月定例会が終了、県と国に対する書類等を整備して3月中に提出しなければ、4年度の補助金の申請が叶わなかったもので、3月中にやる必要がございました。そういった予算の関係で、この「ウェルネス保育園」の事業費については、専決処分をさせていただいたところでございます。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） 3月中に予算上も減額してらよっというごとの事実が必要だったということ、なんだな。

○健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） そうです、はい。はい。

○委員（金谷道男） それだばまず、専決の意味わがるとも、同じようなごど市民部さ聞いだんだども、事業によっては、例えば、さっきの給付金みたいなものについては、まあ、別に、時間的に今日、ほれ、4月なってがらも、議会開げのごどなので、んだ、そごでやれば、特に予算なので専決ってあまりその私は予算の専決ってあまり好ましいど思ってねえので、やっぱりこれは議決してやるべきもので、いとまが無い時の話なので、そうだとすれば、まあ、3月31日までの間に、どうしてもその予算がちゃんと正式の予算なってらよっということが必要だとすれば、まあそれは、まあそれだっでほんとはな、議会開いでければいい話だどもよ。ただちょっと今回、予算全体にそう見えたので、同じごと前にも言ったがら、ちょっとそこのところは、予算の方でもやっぱり考えねばだめだんでねえがって私は思うので、それであえて聞きました。ていうごどです。へば、それさつけねばねってごどだば、まあ、うん、まあその理由になるのがな、まあ微妙などごろだどもな。

○委員長（大山利吉） よろしいですね、答弁。はい、分かりました。ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

次に、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

再び、当局の説明を求めます。田口次長兼子ども支援課長。

○健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） 議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、子ども支援課所管に係る歳入及び歳出予算についてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー3-1「令和4年度補正予算 4月補正」の4ページをご覧ください。

歳出11款8項1目10事業「児童福祉施設災害復旧費(単独分)」につきましては、598万4千円の補正であります。

「1. Plan」本事業は、令和4年1月から2月にかけての豪雪によって、令和4年2月14日に大曲東児童館の屋根の軒先が雪の重みに耐えることができず破損する雪害が発生したため、雪害箇所の復旧修繕を実施するものであります。

「4. Act」補正の内容であります。大曲東児童館について雪害復旧工事を実施するもので、同施設は平成4年9月に設置され、木造平屋、現在、第2東児童クラブとしても利用されております。先ほども触れましたとおり、令和4年2月14日、午後4時40分ころ、同施設を利用している児童クラブから連絡を受け、屋根の破損を確認したものであります。当初、子ども支援課職員による雪下ろしを2月16日に予定しておりましたが、その前に破損してしまい、破損を確認した翌日15日に破損箇所以外について、職員による雪下ろしを実施。さらにその翌日16日に総合防災課の除雪隊が破損箇所付近の雪を下ろし、2月18日に事業者に委託して全屋根の雪下ろしを実施したところであります。

建物は保険に加入していることから、現在、保険を申請中であり。復旧工事に係る費用は598万4千円であり。

今後このような事態にならないよう、建物の管理を徹底してまいります。

以上、子ども支援課所管に係る議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 建物共済どが保険どが、大概かだってるべども、申請中ってごどだったども、どのくらいくるもんなのか、それと、もう一つ、2月に申請して、今4月だから遅いんでねんだがなど思うんだども、保険会社がよ。

○委員長（大山利吉） 田口次長。

○健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） 雪害の場合、100パーセント保険が下りるといふ話は伺っております。ただ、今回、復旧工事ではありますけれども、破損した箇所が軒先が非常に長くて、再び同じようなケースが考えられることから、部材を補給するために全ての工事費用が保険の対象とならないということは確認しております。金額については、この後、設計して工事した後の実績によって、歳入として入ってくるものと捉えております。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） これ費用は健康福祉部費用になるすべ。保険金てばどさ入るの。

○委員長（大山利吉） 田口次長。

○健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） 申し訳ありません。ちょっとそこ、歳入の。

○委員（渡邊秀俊） ござさ入らねんだ

○健康福祉部次長兼子ども支援課長（田口美和子） ここには入らないです。保険の担当が財産活用課になりまして、保険の費用は、財産活用課の費用、経費でお支払いしておりますので、そちらの方の歳入に入ってくるものと思います。

○委員（渡邊秀俊） 財産活用課さ入るんだ。はい、分かりました。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。ご苦勞様でございました。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、教育委員会の所管分について審査いたします。

審査に入ります前に、伊藤教育長よりごあいさつをお願いします。

○教育長（伊藤雅己） 令和4年度がスタートしました。ただ、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、学校も公民館をはじめとする社会教育施設も対応に苦慮する毎日が続いております。特に、小・中学校では、始業式、それから入学式は無事に実施できましたが、連日、コロナに関する情報が学校に寄せられておりまして、緊張の毎

日が続いております。部活動についてですが、学校を超えた活動は自粛しております。それから、今月末に予定されている中学校の郡市の春季大会ですが、大会としての開催は取りやめ、交流試合など縮小した形での実施ができないか日程調整も含めて検討中ということです。どうやって学校の日常を維持していくのか、子どもたちの学びを止めないためにはどうすべきか、各学校では情報収集に努めるとともに、知恵を絞りながら対応しているところです。教育委員会といたしましても、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら、子どもたちの健やかな成長と地域に元気を与えるために力を尽くしてまいります。引き続きのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

さて、本日の常任委員会での教育委員会関係の案件ですが、小・中学校施設災害復旧事業費に係る補正予算の1件についてであります。

よろしくご審査の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。教育長はじめ、築地事務局長、毎日の児童生徒のコロナ対策、大変ご苦労さんでございます。どうぞ、収束するまで、大変ご難儀かけますが、よろしくご尽力のほどお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」を再び議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐次長兼施設管理課長。

○教育委員会事務局次長兼施設管理課長（讃岐敬司） それでは、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、施設管理課所管分につきましてご説明いたします。

資料のナンバー3「大仙市補正予算〔4月補正〕」では10ページ、資料ナンバー3-1の「事業説明書」では13ページに補正内容を記載しておりますけれども、説明の方は「事業説明書」の13ページの方でご説明させていただきます。

11款5項3目及び4目10事業の「小・中学校施設災害復旧事業費（単独分）」につきましては、小学校費と中学校費を合わせまして377万5千円の補正をお願いするものであります。補正額の財源内訳は、その他で建物損害共済金を充てる予定となっております。この度の補正予算は、太田東小学校の特別教室棟と太田中学校の特別教室棟におきまして、今冬の大雪で屋根の軒先が破損したもので、これらを復旧し、児童生徒が安全安心な学校生活を送れるようにするものであります。また、破損状況

につきましては、教育厚生常任委員会ファイルの中に「常任委員会資料（雪害）」という、こういった、ペーパーありますけれども、これに現況写真を載せておりますので、お開き願います。

表紙をめくっていただきますと、まず1枚目の写真、これは太田東小学校の音楽室の軒先が折れた様子を写しております。2枚目の写真、これは太田中学校の理科室の軒先の一部、これは、ワンスパン部分でずっとじゃなくて、その部分だけですけれども、これが折れた状態と出入り口部分の屋根のトタンの一部が剥がれた様子を写しております。これらのものを早急に復旧させていただきたいということでございます。

以上、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、施設管理課所管分につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。ありがとうございます。ご苦勞様です。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時41分 再開）

○委員長（大山利吉） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第8号を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

次に議案第60号を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、教育厚生常任委員会を閉会いたします。

大変皆さんご苦勞様でございました。

午前 1 1 時 4 2 分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育厚生常任委員会委員長 大 山 利 吉